

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成元年12月まで
② 平成3年4月から同年12月まで
③ 平成4年2月
④ 平成4年6月から6年1月まで

私は、会社を退職した後、自営業となったため、昭和63年4月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、私の妻が、納付書により金融機関の窓口で夫婦二人分を一緒に納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料について、私の妻は納付済みであるのに、私のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人の妻の保険料と一緒に納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、20歳となった申立人の子と3番違いで平成6年2月に払い出されていることが確認でき、別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の国民年金の加入手続は6年2月頃に行われ、その時点で、申立期間①及び②は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として平成2年から4年までの確定申告書（控）を提出しているところ、i) 申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であることから、保険料の納付書は交付されず保険料は納付できなかったものと考えられること、ii) 2年の確定申告書

(控)に記載された社会保険料控除額の中に国民年金保険料額は含まれていないこと、iii) 3年及び4年の同控除額から算出される保険料額は、申立人及び申立人の妻の二人分の国民年金保険料額には満たず、これらを併せて納付していたとする申立人の説明と一致しないことから、当該確定申告書は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料とすることはできない。

さらに、申立期間④について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で当該期間の国民年金保険料の納付が可能であったものの、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶がなく、現年度納付と併せて順次時効を迎える過年度納付を毎月行った状況も見当たらない。

しかしながら、申立期間③について、申立人は平成4年1月の国民年金保険料を6年2月に納付し、4年3月の保険料を6年4月に納付していることが、申立人のオンライン記録により確認できることから、当該期間の保険料も同様に時効到達前に納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が＜資格取得日＞（別添一覧表参照）、資格喪失日が63年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同営業所における資格喪失日に係る記録を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和63年5月31日から同年6月1日まで

申立期間はA社B営業所に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

会社が保管する給与台帳及び給与支給明細表によれば、申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、A社B営業所は、昭和40年11月1日にC社D工場として厚生年金保険の適用事業所となり、63年1月7日にA社D工場に名称変更した後、同年5月1日に同社B営業所に名称変更するとともに、所在地をE町からF市に変更し、さらに同年7月1日にA社D工場に再び名称変更するとともに、所在地もF市からE町に戻したことが確認でき、この一方で、同年6月1日に、前述のA社B営業所とは別途に、同名の事業所が新規に同保険

の適用事業所となったことが確認できる。

この経緯についてA社B営業所に照会したところ、「当時、当社D工場にはB営業所が併設されていたが、昭和63年4月に同営業所の所在地をE町からF市に移した際に、D工場とは別に、B営業所として厚生年金保険の適用を新規に受けるべきところ、誤ってD工場自体の名称及び所在地をB営業所(F市)に変更してしまったため、その後誤りに気付き、同年6月1日に当社B営業所の名称で厚生年金保険の適用を新規に受けた上で、B営業所に勤務する申立人を含む8人の被保険者資格をD工場(当時の適用事業所名は、「A社B営業所」)から新たに適用を受けたB営業所に移し、同年7月1日にD工場の名称及び所在地を元に戻したものと思われる。」と回答しているが、オンライン記録によれば、当初、申立人は、A社D工場から昭和63年5月1日に名称変更した同社B営業所において同年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年6月1日に、同日に同保険の適用を新規に受けた同名の事業所において被保険者資格を取得していたことが確認できる。平成22年12月13日に、昭和63年5月31日から同年6月1日までの申立期間が、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間として記録されたことが確認できる。

しかしながら、A社B営業所が保管する申立人の昭和63年6月の給与台帳及び給与支給明細表並びに雇用保険の被保険者記録によると、申立人が同社同営業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和63年6月分の給与台帳及び給与支給明細表に記載された同年5月分の厚生年金保険料控除額及び申立人のA社B営業所における同年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、〈標準報酬月額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件7件(別添一覧表参照)

別紙2【厚生年金あっせん一覧表】(北海道)

事案番号	氏名	基礎年金 番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正が必要な 期間及び標準報酬月額
3277	男		昭和24年生		昭和63年5月31日～ 同年6月1日 (26万円)
3278	男		昭30年生		昭和63年5月31日～ 同年6月1日 (28万円)
3279	男		昭和24年生		昭和63年5月31日～ 同年6月1日 (24万円)
3280	男		昭和18年生		昭和63年5月31日～ 同年6月1日 (32万円)
3281	男		昭和20年生		昭和63年5月31日～ 同年6月1日 (26万円)
3282	男		昭和23年生 (死亡)		昭和63年5月31日～ 同年6月1日 (26万円)
3283	女		昭和43年生		昭和63年5月31日～ 同年6月1日 (11万8,000円)

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額については、事後訂正の結果17万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における標準報酬月額を平成13年8月は17万円、同年9月は15万円、同年10月及び同年11月は17万円、同年12月は15万円、14年1月は17万円、同年2月は16万円及び同年3月から同年7月までの期間は17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月10日から14年8月1日まで

「ねんきん定期便」により、A社に係る標準報酬月額の記録が、実際に支払われた給与の金額より低額であることが分かった。同社は、厚生年金被保険者資格取得時の報酬月額の届出に誤りがあったとして、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額は、当初10万4,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月31日に、10万4,000円から17万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(17万円)で

はなく、当初記録されていた標準報酬月額（10万4,000円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書（写し）及びA社から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成13年8月は17万円、同年9月は15万円、同年10月及び同年11月は17万円、同年12月は15万円、14年1月は17万円、同年2月は16万円及び同年3月から同年7月までの期間は17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の訂正後の標準報酬月額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月30日から同年10月1日まで

A社には、昭和30年12月26日に入社した後、平成元年9月30日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、退職時に勤務していた同社B支店に係る厚生年金保険の被保険者喪失日が、退職日と同日の日付で記録されているので、当該被保険者資格喪失日を同年10月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人に係る職員名簿の写し及び同社の回答により、申立人は平成元年9月30日に同社B支店を退職し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における平成元年8月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日について、退職日と同日として誤って届け出たものと考えられる。」と供述している上、事業主が資格喪失日を平成元年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから判断すると、事業主は、平成元年9月30

日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の同保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち昭和26年9月1日から27年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を26年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月10日から26年1月1日まで
② 昭和26年2月23日から27年4月1日まで

申立期間①については、C社で昭和23年6月1日から25年12月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年6月10日となっているのはおかしいので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、A社B工場に昭和26年2月23日から勤務しているが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が27年4月1日となっているのはおかしいので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社から提出された申立人に係る従業員手帳(写し)及び人事記録カード(写し)並びに複数の同僚の供述により、申立人は昭和26年2月23日から59年10月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間②当時は同社B工場で勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社B工場は、昭和26年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるところ、同社は、「当社の厚生年金保険の適用年月日は昭和26年9月1日付けであることに

間違いは無く、申立人は、当社が厚生年金保険の適用事業所になった日に厚生年金保険の被保険者となっているはずである。」と回答している。

さらに、オンライン記録によりA社B工場において昭和26年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚4人に照会したところ、全員から回答が得られたが、そのうちの3人は「厚生年金保険の加入は当社が同保険の適用事業所となった同年9月1日からで間違いはない。」と供述している上、そのうちD業務担当者であった者は、「私は、申立人と同年8月から同社同工場の同じ班と一緒に勤務していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち昭和26年9月1日から27年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和27年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人は、当社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年9月1日から厚生年金保険に加入しているはずである。」としているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和26年2月23日から同年8月31日までの期間については、勤務は確認できるものの、オンライン記録及び上記A社の回答から、同社B工場が厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる上、当該事業所は、「厚生年金保険料は、適用事業所となった26年9月1日より前に控除していることはない。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②のうち、昭和26年2月23日から同年8月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間①について、申立人は、C社に昭和23年6月1日から25年12月31日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、C社は、オンライン記録によると昭和43年4月1日に厚生

年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、49年10月1日に解散しており、申立期間①当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できない。

また、申立期間①において、オンライン記録により当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚5人に照会したところ、4人から回答を得られたが、いずれの者からも、申立人の申立期間①に係る勤務実態について供述を得ることができなかった。

その上、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人も給与から厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から平成2年5月までの期間及び3年3月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年11月から平成2年5月まで
② 平成3年3月から同年11月まで

私は、昭和59年のA会社退職後、国民年金に未加入であったので、61年にB市C区役所で相談したところ、2年前までの国民年金保険料は納付できると言われたので、2年分を遡って納付した。

その保険料は、アルバイトで収入が少なかったので私の両親に負担してもらい、私が銀行や区役所で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成6年1月頃に払い出されたものであると推認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は、時効のため納付できない期間である。

また、申立人の所持する国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄の下部に、「6. 1. 19」のゴム印が押されていることが確認でき、申立人に聴取した結果、平成6年1月19日にB市C区役所で年金加入手続を行ったことが日記帳に記載されていると回答していることから、同日に国民年金の加入手続が行われたことが確認できる。

さらに、オンライン記録により平成3年12月から6年3月までの国民年金保険料を6年1月から8年3月にかけて過年度納付していることが確認でき、申立人が2年前まで遡って納付したとする保険料は、この過年度納付された保険料であると考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年2月までの期間、49年2月から50年1月までの期間、51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から47年2月まで
② 昭和49年2月から50年1月まで
③ 昭和51年2月及び同年3月

私は、成人したら国民年金に加入しなければいけないことを知っていた。自分の性格は真面目なので、会社を辞めた後は必ず国民年金の加入手続きを行い、保険料も納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年5月頃、A県B市で払い出されており、その時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間②及び③の国民年金被保険者資格取得及び喪失に係る記録は、オンライン記録により昭和60年6月に追加されたものであることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立期間当時、申立人はA県C市に居住していたと述べているところ、国民年金受付処理簿において、氏の読み違いが確認できるものの、名、生年月日、国民年金手帳記号番号の払出市町村及び加入期間が申立人の申立期間①と一致する同手帳記号番号が存在しており、当該未統合記録は、オンラインによる氏名検索の結果、申立人のほかに該当者はいないが、申立期間①の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる形跡は見当たらないほか、当該未統合記録において、申立期間②及び③は国民年金の加入期間となつて

いない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に係る記憶が曖昧で、申立期間当時の加入状況及び納付状況は不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1871 (事案 1675 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から59年3月まで

私は、平成22年3月に申立てを行い、同年7月に第三者委員会において口頭意見陳述を行ったが、申立てが認められなかった。

今回、新たな関連資料として、私自身、私の親族2名及び使用人3名計6名全員が、同じ日に国民年金保険料を納付したことが分かる最近の領収証書を提出した。

申立期間についても、私は夫と同じ日にきちんと国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間後に払い出されており、その時点で、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年8月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに、申立期間の国民年金保険料の納付の事実を示す資料として、申立期間後の申立人及びその親族等の保険料の領収証書を提出したが、当該領収証書は、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせるものではなく、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで

私は、申立期間の前後の月については国民年金の付加保険料を納付しており、申立期間は国民年金の定額保険料を納付している。

申立期間の付加保険料は払えない金額ではないので、申立期間の付加保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料に未納期間が無い上、昭和52年10月に付加年金に加入した後、申立期間を除き、62年8月までの国民年金付加保険料についても併せて納付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

しかしながら、付加保険料を納付できるのは、国民年金定額保険料を納付した月だけに限られている上、付加保険料は納期限までに納付しなかった時は当該納期限の日に付加保険料を納付する者でなくなる旨の申出があったものとみなされるところ、申立人の申立期間の国民年金定額保険料は、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立期間の付加保険料の納期限である昭和59年4月30日を過ぎて同年5月に納付されていることが確認できることから、申立人は申立期間の付加保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時の状況については記憶がないとしており、国民年金の定額保険料及び付加保険料の納付状況が不明である上、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年1月から24年4月まで
② 昭和27年7月から33年6月まで

申立期間①は、A社B事業所に正職員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②は、C社（現在は、D社）が経営していたE商業施設に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A社B事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、同社B事業所を管轄する同社F支店においても、厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和38年10月1日であることから、申立期間①については、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人は、A社B事業所に正職員として勤務していたと主張していることから、G共済組合法に基づく共済組合の組合員であった可能性もあるため、H共済組合に照会したところ、「昭和36年3月以前にA社を退職した者のうち、加入期間が20年に満たない場合等には、G共済組合法等により退職一時金を支給することとなっており、同年4月1日に引き続かない期間は、他の年金制度の通算対象期間とはできないと規定されていた。また、この期間に退職一時金を受けていないとしても、24年当時のG共済組合法では退職から5年以内に請求がない場合は、請求権が時効により消滅する。退職一時金の支給額等を証する書類は、保管期限10年を経過したものから処分しているため、申立人の退職一時金支給記録も確認することができな

った。」と回答しており、申立人が共済組合の被保険者であったことを確認することはできなかった。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

- 2 申立期間②について、複数の同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日を特定することはできないものの、申立人は申立期間②当時、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、後に当該事業所を合併したD社に照会したところ、「当社は昭和37年以降、自社で採用した者の記録しか残っておらず、照会内容は全て不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのが昭和32年9月1日であることから、申立期間②のうち27年7月から32年8月31日までは、適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②当時、一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚11人のうち、所在が確認できた4人及びオンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる10人の計14人に照会し、10人から回答を得られたところ、そのうち5人は「申立人は、勤務期間は定かでないが、勤務していた。」と供述しているほか、申立人が名前を挙げた同僚の一人は、「C社は昭和29年5月に事業を開始し、32年9月1日に厚生年金保険に加入した。私も同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した。」と供述しているものの、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険の適用状況及び同保険料の給与からの控除について確認できる具体的な供述は得られなかった。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間②に係る申立人の加入記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 7 日から同年 9 月 21 日まで

昭和 49 年の源泉徴収票によると、A社に係る入社日は、49 年 1 月 7 日であることが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 9 月 21 日と記録されていることから、この記録を同年 1 月 7 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 49 年の源泉徴収票の写しにより、申立人が、同年 1 月 7 日にA社に入社したことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 17 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、16 年 4 月 30 日に会社更生手続が開始され、19 年 3 月 6 日に同手続が終結していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同時期に入社した同僚として名前を挙げた 4 人のいずれについても、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同様に、昭和 49 年 9 月 21 日であることが確認できる。

さらに、前述の同僚 4 人に対し、申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について照会したところ、回答が得られた二人は、「私は、申立人と同様に、昭和 49 年 1 月に入社したが、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日とは一致しておらず、8 か月間相違している。同保険の適用について説明を受けたか否かは覚えていない。また、申立期間において、給与から同保険料が控除されていたか否かについても覚えていない。」と供述してお

り、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることはできなかった。

加えて、前述の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、申立人が、昭和49年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した時の標準報酬月額である7万6,000円に基づき算出した健康保険料、厚生年金保険料及び失業保険料の3か月分を合計した金額とおおむね一致していることから判断すると、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 1 日から 44 年 8 月 25 日まで
② 昭和 46 年 7 月 15 日から 47 年 1 月 31 日まで
③ 昭和 47 年 2 月 7 日から同年 9 月 30 日まで

A 県 B 局（現在は、A 県 C 局）、D 省 E 局 F 部及び A 県 G 局（現在は、A 県 H 局）で勤務していた期間に係る厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A 県 B 局では申立期間①、D 省 E 局 F 部では申立期間②及び A 県 G 局では申立期間③について、同保険の加入記録が無い。

しかし、全ての申立期間について、各事業所で勤務し厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A 県 B 局で昭和 42 年 4 月 6 日から 44 年 8 月 25 日まで勤務していたが、このうち申立期間①について厚生年金保険の加入記録が無い。」と申し立てているものの、申立人から同局における配属先及び配属されていた期間などについて具体的な供述が得られない。

また、A 県 C 局は、「申立人の人事記録及び賃金台帳については、保存期間が 5 年と定められているため保管しておらず、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除の事実を確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、申立人は申立期間①において A 県 B 局における同僚の名前を記憶していないことから、同局に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間①に同保険の被保険者記録が

確認でき、かつ、連絡先が確認できた 8 人に照会し、6 人から回答を得られたものの、いずれの者からも申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述は得られない。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録では、A 県 B 局において昭和 42 年 4 月 6 日に被保険者資格を取得し、同年 9 月 30 日に離職していることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致している。

- 2 申立期間②について、申立人は、「D 省 E 局 F 部で昭和 45 年 11 月 16 日から 47 年 1 月 31 日まで勤務していたが、このうち申立期間②について厚生年金保険の加入記録が無い。」と申し立てているところ、申立人が保管している昭和 46 年 4 月 2 日付けの人事異動通知書により、申立人の任用予定期間が同日から 47 年 1 月 31 日までであったことが確認できる。

しかしながら、D 省 E 局 F 部が保管している昭和 46 年度名簿により、申立人の同年度における任用期間（実績）は昭和 46 年 4 月 2 日から同年 6 月 1 日までの期間（勤務部署：同部 I 課）、及び同日から同年 7 月 15 日までの期間（勤務部署：同部 J 出張所）であることが確認できる上、同部は、「申立人が昭和 46 年度に勤務した期間は、昭和 46 年 4 月 2 日から同年 7 月 15 日までであると考えられる。なお、申立人の申立期間に係る賃金台帳等の書類については保存期間が経過したため保管しておらず、厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間②において D 省 E 局 F 部における同僚の名前を記憶していないことから、同部に係る被保険者原票により、申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、連絡先が確認できた 4 人に照会し、3 人から回答を得られたものの、いずれの者からも申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述は得られない。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録では、D 省 E 局 F 部において昭和 45 年 11 月 16 日に被保険者資格を取得し、46 年 3 月 31 日に離職した後、同年 4 月 2 日に再び資格取得し、同年 7 月 14 日に離職していることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致している。

- 3 申立期間③について、申立人は、「A 県 G 局で昭和 47 年 2 月 7 日から 48 年 3 月 31 日まで勤務していたが、このうち申立期間③について厚生年金保険の加入記録が無い。」と申し立てているところ、申立人が保管している辞令により、申立期間③のうち、昭和 47 年 2 月 7 日から同年同月 26 日までの期間（勤務部署：K 課 L 係）及び同年 9 月 14 日から同年同月 30 日までの期間（勤務部署：M 課 N 係）は任用されていたことが確認できるものの、同辞令に付された勤務条件によれば、申立人の身分は臨時主事補（第*種臨時職員）であり、第*種臨時職員については社会保険の被保険者としていなかったことが確認できる。

また、A 県 H 局は、「申立人の人事記録及び賃金台帳については、その保

存期間が経過したため保管しておらず、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。申立人が保管している辞令によると、申立期間③のうち臨時主事補（第*種臨時職員）として任用されている昭和 47 年 2 月 7 日から同年同月 26 日までの期間及び同年 9 月 14 日から同年同月 30 日までの期間については、社会保険の被保険者とする規定を適用しない旨の勤務条件等が付されていることから、厚生年金保険の被保険者ではなかったと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間③において A 県 G 局における同僚の名前を記憶していないことから、同局に係る被保険者原票により、申立期間③に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、連絡先が確認できた 4 人に照会し、全員から回答を得られたものの、いずれの者からも申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述は得られない。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録では、A 県 G 局で昭和 47 年 10 月 2 日に被保険者資格を取得し、48 年 3 月 31 日に離職していることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致している。

4 このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 28 年 8 月 1 日から 31 年 5 月 28 日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①及び②については、脱退手当金を受給しているため年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 1 か月後の昭和 31 年 6 月 18 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 2 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月19日から22年10月7日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているため年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。脱退手当金を受取った記憶がないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から16日後の昭和22年10月23日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったところ、申立人は、当時、すぐに再就職しようとは考えていなかったと回答している上、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 35 年 4 月 28 日まで

A社に勤務していた期間について厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているため年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後2年以内に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格のある17人について脱退手当金の支給状況を確認したところ、12人（申立人を含む。）に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち11人が被保険者資格を喪失してから約3か月以内に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性を否定できない。

また、申立人の脱退手当金は、法定支給額と一致している上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和35年7月21日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度の創設前であり、20年以上の厚生年金保険の被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったところ、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間は、A社(現在は、B社)にパート従業員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社には、当時、同社の常務取締役であった父に言われて勤務したので、父が厚生年金保険に加入させてくれたと思う。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社で一緒に勤務していたと供述する複数の同僚、及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社に照会したところ、「当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格得喪届の控えは全て保管しているが、申立人のものは無く、ほかに申立人が当社で勤務し、厚生年金保険に加入していたことを確認できる書類はない。一方、申立人の父親が当時提出した健康保険被扶養者異動届によれば、申立人は、昭和 47 年 12 月 9 日まで父親の被扶養者であったことが確認できることから、申立期間において当社で厚生年金保険の被保険者であったとは考えられない。なお、当時も現在も、パート従業員や短期間の従業員については厚生年金保険に加入させておらず、これらの者は、健康保険についても親や配偶者の被扶養者となっている。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける資料、供述等は得られなかった上、同社から提出された健康保険被扶養者異動届の写

しによると、申立人は、昭和 47 年 12 月 9 日まで申立人の父親の被扶養者となっていたところ、結婚を事由として同日に被扶養者ではなくなったことが確認できる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 5 人のうち 2 人については、それぞれ既に死亡又は所在が不明であることから、当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することはできず、生存及び所在が確認できた他の 3 人に照会したところ、いずれも「私は正社員であった。」と供述しており、当時、当該事業所においてパート従業員であった者を厚生年金保険に加入させる取扱いがあったことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、オンライン記録により生存及び所在が確認できた者 3 人に照会したところ、いずれも「私は正社員であった。」と供述している上、このうち申立人を知っているとの供述が得られた者二人のうち一人は、「申立人は短期間のパート従業員であったと思うが、当時、正社員は必ず厚生年金保険に加入させていたものの、1 年未満の短期間従業員は同保険に加入させていなかったと思う。また、申立人の父親から、『申立人はアルバイトで勤務している。』と聞いたことがある。」と供述しているほか、他の一人は、「私は昭和 39 年 4 月から 43 年 7 月末まで A 社に勤務していたが、申立人については常務取締役の娘として知っているだけで、一緒に勤務したことはない。」と供述しており、これらの者からも申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票においては、申立人の氏名は無く、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和 41 年 10 月から 47 年 3 月まで国民年金に加入するとともに、その保険料を全て納付していることが確認できる。

なお、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 15 日から 41 年 4 月 11 日まで
② 昭和 42 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

昭和 38 年 4 月から 43 年 10 月末まで A 社に正社員の B 職として継続して勤務していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に照会したところ、「申立期間①及び②当時、不況の影響で経営難に陥って社員の給与も遅配するようになり、特に冬期間は仕事がわずかしか取れなかったため、正社員であっても期限付きで一時解雇せざるを得なかったと記憶している。なお、申立人が両申立期間において当社に継続して勤務していたかどうかについては、当時の資料が廃棄済みのため分からない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける資料及び供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務したと供述する同僚 5 人のうち個人が特定できた 3 人については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によれば、いずれも両申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、このうち生存及び所在が確認できた者二人に照会したところ、回答が得られた一人は、「私は当時、会社が業績不振であったため、冬期間には解雇されて失業保険を受給し、春に再雇用されており、この間は厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかった。この間も継続して雇用されていたのは、役員や女性社員及び一部の幹部候補者であり、私や申立人とは立場が異なっていた。」と供述して

おり、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

一方、当該事業所に係る被保険者原票によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年5月1日から申立期間②後の42年3月31日までに当該事業所で同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者91人のうち、両申立期間において継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は5人のみであるところ、このうち3人は、商業登記簿謄本の記録によれば、いずれも当該事業所の役員であったことが確認できるとともに、他の二人はいずれも女性であることが確認できることから、前述の同僚の供述が裏付けられるものとなっている。

加えて、前述の両申立期間において継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者5人については、このうち当該事業所の役員であった3人はいずれも既に死亡しているか又は所在が不明であることから、生存及び所在が確認できた他の二人のうち申立人の妻となった者を除く一人に照会したところ、「昭和40年当時は新入社員であったため、他人の雇用条件等についてはよく分からず、申立人の勤務期間についても分からない。」と回答している上、当該5人のほか、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間①においては継続して同保険の被保険者であったことが確認できるものの、申立期間②においては同保険の被保険者であった形跡が無い者が二人確認できるところ、このうち生存及び所在が確認できた一人は、当該事業所において上述の事業所照会に回答した者であることから、これらの者からも、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

その上、雇用保険の被保険者記録において、申立人の当該事業所における同保険の加入記録は、それぞれ昭和38年4月1日資格取得、40年12月15日離職、41年4月11日同取得、同年12月23日離職、42年3月1日同取得、43年1月31日離職と記録されており、これは、厚生年金保険の被保険者記録とおおむね合致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から5年2月1日まで
② 平成5年8月25日から6年4月1日まで

平成4年4月から6年3月末までA社B営業所にC業務員として勤務していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社には、既に勤務していた友人の紹介で入社した。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がA社B営業所への入社を紹介されたとする者の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間①において同社同営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に照会したところ、「当社が保管する申立人の社会保険加入記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は平成5年2月1日であることが確認でき、同日以前の期間において申立人が当社に勤務し、同保険に加入していたことを示す資料はない。また、申立人については、社員カード（人事記録）が作成されていないことからアルバイト従業員であったと考えられるが、当時の事務担当者に確認したところ、『申立人は夜間C業務のアルバイト従業員であり、アルバイト従業員は、採用後かなりの期間が経過してから社会保険に加入させていた。なお、当時はD職等でも離職率が高かったため見習期間を設けており、その後契約社員として採用していた。』とのことであった。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった上、同社から提出されたE資料によれば、同社が記録する厚生年金保険加入記録はオンライン記録と合致していることが確認でき

る。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚6人については、このうち、申立人を当該事業所に紹介したとする前述の者に照会したところ、「私は、入社2か月後から厚生年金保険に加入した。」と供述しているものの、同人は当該事業所に勤務した時点で既に65歳を超えていたため、厚生年金保険には加入できなかったことから、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の二人については申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができず、他の3人に照会したものの、回答が得られた一人は、「申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況は分からない。」と供述しており、これらの者から申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間①前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者11人に照会したところ、回答が得られた6人においてアルバイト従業員又はC業務員であった者は確認できない一方で、このうち4人は、自身が記憶する入社時期から1か月後から3か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、これらの者から、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、当該被保険者4人のうち1人は、「私は1年更新の契約社員であったが、入社から一定期間は試用期間であり、この間は社会保険の加入は無かった。」と供述しているほか、他の一人は、「入社時に、最初の3か月間は試用期間であり、その後、正社員とする旨の説明があったので、この期間に厚生年金保険に加入していないことについては納得していた。」と供述しており、いずれも、前述の当該事業所の回答を裏付ける供述を行っている。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における同保険の被保険者資格取得日は平成5年2月1日であることが確認でき、これは、厚生年金保険の被保険者資格取得日と合致している。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間②のうち平成5年8月25日から6年2月28日までの期間において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「当社が保管する申立人の社会保険加入記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成5年8月25日であることが確認でき、同日以降の期間において申立人が当社に勤務し、同保険に加入していたことを示す資料は無い。一方、当該記録によれば、申立人は、申立期間②を含む同日から7年8月25日までの期間において妻と共に健康保険任意継続被保険者であったことが確認できることから、申立期間②においては既に厚生年金保険被保険者資格を喪失して

いたと考えられる。申立人は、何らかの理由により同資格喪失後も当社に勤務していたものと考えられるが、同資格を喪失し、健康保険任意継続被保険者となった申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、F健康保険組合から提出された「健康保険資格喪失証明書」によれば、申立人が申立期間②を含む平成5年8月25日から7年8月25日までの期間において配偶者と共に健康保険任意継続被保険者であったことが確認できることを踏まえると、申立人は、当該事業所において5年8月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失すると同時に健康保険任意継続被保険者となるための手続を行い、申立期間②において継続してその保険料を納付していたものと認められる。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚6人のうち、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者3人に照会したものの、回答が得られた上述の一人から、申立人が申立期間②において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、オンライン記録により、申立期間②前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者11人に照会したところ、回答が得られた6人のうち1人については、自身が記憶する退社時期の1年前に同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる上、同人から、同保険の被保険者資格を喪失した後の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

3 オンライン記録によれば、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が訂正された形跡は無い上、同記録は当該事業所が保管する申立人の厚生年金保険加入記録とも合致しており、ほかに社会保険事務所（当時）が申立人の同保険被保険者資格取得日及び同資格喪失日を正しく記録しなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

4 このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から同年 12 月頃まで
申立期間は、A社B支店で勤務し、C業務に従事した。
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持する同社に係る離職票の写しにより、申立人が、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月 6 日から同年 8 月 3 日までの期間において、同社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、当社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった場合がある。」と回答している。

また、オンライン記録から、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚 11 人について、雇用保険被保険者資格の取得時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期との関係を見ると、このうち 7 人が、雇用保険被保険者資格を取得した日から 1 か月半から 3 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、これは前述の社会保険事務担当者の回答とも符合する。

さらに、複数の同僚は、「A社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、入社後の勤務成績で正社員にするか否か決め、正社員となってから、厚生年金保険に加入させる取扱いとしていた。」と回答している。

加えて、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、これら同僚から申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について、供述を得る

ことができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3297（事案 2283 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から 37 年 2 月 1 日まで

昭和 36 年 8 月に、A 市で B 社 C 支店 D 作業所の所長と面接し、E 職として 1 年以上勤務することを条件に採用され、会社から F 市行きの旅費を負担してもらい同作業所で働いた。

当該事業所に勤務した期間のうち、昭和 36 年 8 月から 37 年 2 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、年金記録の訂正を申し立てたところ、同年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間は記録が訂正されたが、36 年 8 月から 37 年 2 月 1 日までの期間は記録が訂正されなかった。

申立期間について再度審議し、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間当時の B 社 C 支店 D 作業所の給与計算事務担当者が、同作業所には試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかったと供述していること、ii) 申立期間当時、同作業所で勤務が確認できる同僚二人は、いずれも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得しておらず、同作業所では、入社後一定期間経過後厚生年金保険に加入させていたと推認できること、iii) 申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有していないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 7 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たって、新たな資料等を提出しておらず、当初の申立てにおいて提出した G 社 H 業代理人名の「B 社指定 H 業労働者証明

書」及びI省J局K部長名（当時）で交付された「有資格者証明書」等を所持していることを理由に、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと申し立てている。

しかし、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 21 日から 51 年 7 月 1 日まで
申立期間について、A 学校に通学しながら、B 社に正社員として勤務しており、この間に会社から支給されていた給与は毎月約 7 万円であった記憶がある。

しかし、厚生年金保険の加入記録によると、申立期間における標準報酬月額は、当時の給与支給額と比較して明らかに低額となっているので、給与支給額に見合った標準報酬月額にするよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、オンライン記録によると、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、同社が平成 16 年 1 月に解散した当時の事業主は、「申立てに係る資料を保管しておらず、当時の状況については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における給与の支払及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が、A 学校の同級生で、B 社と一緒に入社し、同じ業務に従事していたとして名前を挙げた同僚は、「申立人は A 学校の同級生であり、B 社に正社員として一緒に採用された。採用後は申立人と同じ仕事に従事しており、給与等の雇用条件も同じであった。私の入社当初の給与支給額は 3 万 6,000 円であり、申立人が会社を退職した昭和 51 年頃の給与支給額が約 7 万円であった記憶があり、在職期間中の給与支給額は厚生年金保険の年金記録と符合している。」と具体的に供述しており、当該同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、昭和 48 年 8 月

21日に申立人と共に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、資格取得時の標準報酬月額が3万6,000円に決定されていることが確認でき、当該標準報酬月額は申立人と同額であることが確認できるとともに、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、上記同僚のほか、被保険者原票により、申立人がB社に入社した前後の期間の昭和48年3月から49年3月までに同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、申立人と同年代の同僚が6人いることが確認でき、これら同僚の同資格取得時における標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と数千円の差異があるものの、申立人が主張する標準報酬月額を決定されている者はいない。

加えて、上記同僚6人のうち、生存及び所在が確認できた4人に照会したところ、回答を得られた3人のうち1人は当時の記憶がないとしているものの、他の二人は、「年金記録の標準報酬月額は、申立期間当時の給与支給額と一致している。」と供述している。

その上、申立期間に係る標準報酬月額の記録について、遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は無い。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月1日から25年まで
② 昭和25年から27年5月1日まで

昭和24年5月にA社に入社し、翌年に同社が開設したB出張所に異動した後、43年4月30日に同社を退職するまで継続して勤務していたが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた期間は、厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があるので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、入社日及び退社日の特定はできないものの、両申立期間において、A社及びA社B出張所に勤務していたことは推認できる。

一方、A社では、「A社B出張所は、当初、当社の現場事務所であったが、昭和27年頃に当時の役員の一人在新たに設立した当社と同名の別事業所であり、設立当初は資金、人事及び技術的な交流があったものの、30年頃には当社から完全に独立した会社となっている。」と回答しており、商業登記簿謄本により、A社は、昭和25年3月31日に会社が設立登記されていること、及びA社B出張所は、29年9月22日に会社が設立登記されていることが確認できる。

2 申立期間①について、事業所名簿及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社は、昭和26年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社では、「申立期間当時の資料が無く、当時の状況は不明である

が、当社が厚生年金保険の適用事業所に該当する以前は、従業員を厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料も控除していない。また、当社が保管する社会保険取得者台帳によると、申立人が当社における厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、申立期間後の昭和 43 年 10 月 1 日である。」と回答している上、同社から提出された社会保険取得者台帳により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和 26 年 3 月 1 日から 27 年 12 月 25 日までの期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の記録を確認したものの、申立人の記録は無く、当該台帳の被保険者記録については、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間①当時の上司等として 6 人の名前を挙げているところ、A 社に係る被保険者名簿及びオンライン記録により、このうち 5 人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、これら 5 人全員の同資格取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和 26 年 3 月 1 日以降となっており、いずれも申立期間①における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、A 社に係る被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和 26 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得している者は 18 人（上記上司等 6 人のうち 4 人を含む。）確認できるところ、このうち、唯一生存及び所在が確認できた同僚に照会したものの、当該同僚からは協力を得ることができなかった。

- 3 申立期間②について、事業所名簿及び A 社 B 出張所に係る被保険者名簿によると、同社は、昭和 27 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、A 社 B 出張所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の同社における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間②当時の同僚として 3 人の名前を挙げているところ、A 社 B 出張所に係る被保険者名簿及びオンライン記録により、当該同僚 3 人は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和 27 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、いずれも申立期間②における厚生年金保険の加入記録については確認できない。

さらに、A 社 B 出張所に係る被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和 27 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得している者は、申立人を除いて 13 人（上記同僚 3 人を含む。）確認でき、このうち、生存及び所在が確認できた者 3 人に照会したところ、回答を得られた二人からは、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる具体的な供述は得ることができなかった。

4 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答もらったが、昭和 56 年 11 月 1 日から 63 年 12 月 30 日までの期間は、A 社の子会社である B 社に継続して勤務しており、申立期間についても、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B 社から提出された申立人に係る昭和 57 年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、B 社は、昭和 57 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所でないことが確認できる。

また、A 社は、「B 社の従業員は、当初、当社における厚生年金保険の被保険者としていたが、昭和 57 年 4 月から同社を厚生年金保険の適用事業所にするとことから、同社の従業員については、当社が被保険者資格喪失の届出手続を行った。また、同社の従業員に対しては、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当するまでの期間は、国民年金及び国民健康保険に加入する旨の指導を行った。」と回答している上、オンライン記録により、申立人は、昭和 57 年 4 月 1 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、上記の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立期間に係

る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和57年10月1日に被保険者資格を取得した者は、申立人を除いて17人いることが確認でき、このうち13人は、オンライン記録により、当該資格取得日以前にA社における厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、これら13人全員が、申立人と同様、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い上、このうち二人については、申立期間において国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、上記13人に照会したところ、回答を得られた6人のうち1人は、「申立期間当時、A社から、『健康保険及び厚生年金保険の適用について、同社からB社に変更することにしたので、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当するまでの期間は、健康保険及び厚生年金保険には加入できない』旨の説明を受けたことから、A社において健康保険及び厚生年金保険に継続して加入できるようB社と交渉したが、断られてしまった。このため、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」と申立期間当時の状況について詳細に供述しており、他の一人は、「申立期間においては厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も給与から控除されていなかった。社員全員が同様の取扱いであったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3301 (事案 2671 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 29 日から 62 年 1 月 20 日まで

A社において、昭和 60 年 6 月 29 日から 62 年 1 月 20 日まで勤務していたことを証明する公共職業安定所発行の書類があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、認められない旨通知された。しかし、納得できないので、申立期間について、同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社における雇用保険の加入記録により、申立人が同社に勤務していたことが認められるものの、i) 同社は、厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が見当たらないこと、ii) 同社の商業法人登記簿謄本により確認できた申立期間当時の事業主に照会したところ、記載された住所に該当者がおらず、当時の事業主から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況についての供述が得られなかったこと、及びiii) 申立人は、同社における同僚の氏名等を記憶しておらず、これらの者に照会できないことから、申立期間に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況についての具体的な供述を得ることができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、当該事業所における申立期間当時の同僚として、姓のみを挙げているものの、その者の名及び連絡先等は不明としていることから特定できず、照会ができない上、申立期間は国民年金保険料の納付済期間となっており、ほかに新たな資料等を提出することなく、「勤務実態を証明する公共職業安定所が発行した書類があるので、申立期間が厚生年金保険

の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張するのみで、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないこと、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 14 日から同年 8 月 18 日まで
昭和 33 年 4 月 14 日に A 社 B 工場に入社し、それ以降、同社で働いていた。
厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 33 年 8 月 18 日となっているのは間違いであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する労働契約書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、A 社 B 工場に勤務していたことが認められる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び事業所名簿によると、当該事業所は昭和 33 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所は昭和 38 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当該事業所の本社 (C 県 D 市) に照会したものの、「当時の取扱い内容が分かる資料が現存していないため、不明である。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 33 年 7 月 1 日に同保険の資格を取得していることが確認できる者 68 人全員が、同日より前の期間については、25 年 6 月 1 日に同保険の適用事業所となった A 社において同保険の被保険者であったことが確認できる上、このうちオンライン記録により生存及び所在が確認でき、E 市在住である 5 人に照会したところ、回答を得られた 3 人のうち 2 人は、「申立人を覚えていない。かなり昔のことでは

とんど記憶がない。」と述べており、別の一人は、「私も臨時職員の期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかったはずである。」と述べていることから、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、当該事業所において申立人と同じく昭和33年8月18日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者19人のうち17人（申立人を含む。）は新規取得者であることが確認できる上、このうち生存及び所在が確認できた7人（申立人が名前を挙げた同僚のうち二人を含む。）に照会したところ、回答を得られた5人のうち2人は、「申立人とは同期入社であるが、厚生年金保険の加入の取扱いについては分からない。また、試用期間についても不明である。」と述べており、別の一人は、「入社は申立人と同じ頃であったが、私の厚生年金保険の被保険者資格取得日も昭和33年8月18日となっており、それまでは保険料も引かれていなかったと思う。」と述べている。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 1 日から 48 年 3 月 1 日まで、又は
同年 7 月 1 日から 49 年 3 月 1 日まで

申立期間については、A社に勤務していた。しかし、年金記録によると、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人が勤務していたとするA社は、事業所名簿では厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないことから、申立人が記憶する同社の申立期間当時の所在地を管轄する法務局へ照会したところ、同社は昭和 50 年 2 月 24 日にB社に商号変更となったとの回答を得た。このため、B社の商業登記簿謄本により役員であったことが確認できる4人に照会したところ、回答が得られた二人は、いずれも「同社の元請会社は、C社であった。」と述べており、申立人が記憶するA社の元請会社名と一致していること、C社に照会したところ、「B社は、下請会社であったと確認できる。」と回答している上、同社の人事担当者は、B社の商業登記簿謄本により取締役であったことが確認できる者の名前についても具体的に述べていることから判断すると、申立人が申立期間当時において勤務していたとするA社は、B社の前身の事業所であり、同名称で厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は平成 21 年 4 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、商業登記簿謄本により、申立期間当時役員であったことが確認できる複数の者からも、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できる供述等を得ることができなかった。

また、前述の複数の役員は、「当時は、D国民健康保険に加入していたが、そのうちE職以上の者は、同保険の*種を取得し、厚生年金保険と一緒に加入した。F職は*種であり、厚生年金保険には加入しなかった。」と述べており、申立人がG工事のF職であったと供述していることから判断すると、申立人は申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったものと推認できる。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚3人の姓を挙げているが、名前が不明であるためその者を特定することができないことから、オンライン記録により申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が確認できた者二人に照会したところ、回答を得られた一人は、「私は、昭和30年10月頃から49年12月頃まで勤務した。39年頃にE職となった。厚生年金保険の加入については分からない。」と述べているところ、同人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和44年9月1日であることが確認できることから判断すると、当時、当該事業所における同保険の加入については、E職以上の役職者に限られていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。